

# 磐田市森林整備計画書

## 計画期間

〔 自 平成 26 年 4 月 1 日  
至 平成 36 年 3 月 31 日 〕

静 岡 県  
磐 田 市

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	.....1
第1 森林整備の現状と課題	
第2 森林整備の基本方針	
1 地域の目指すべき森林の姿	
2 森林整備の基本的な考え方と区域の設定	
第3 森林施業の合理化に関する基本方針	
1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進	
2 森林施業の共同化の促進	
3 林業に従事する者の養成及び育成・確保	
II 森林整備の方法に関する事項	.....9
第1 伐採に関する事項	
1 伐採の方法	
2 標準伐期齢	
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	
第3 間伐・保育に関する事項	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法	
2 保育の作業種別の標準的な方法	
3 要間伐森林に係る通知	
4 計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林	
第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 作業路網の整備に関する事項	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	
3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
第7 その他森林整備に関する必要な事項	
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2 林業機械の導入の促進に関する事項	

III 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項	.....25
第1 森林の病虫害の駆除又は予防の方法等	
1 森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法	
2 森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針	
第2 鳥獣による森林被害対策の方法	
第3 林野火災の予防の方法	
第4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
第5 その他必要な事項	
1 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	
2 その他必要な事項	
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	.....27
第1 保健機能森林の区域	
第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	
第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	
1 森林保健施設の整備	
2 立木の期待平均樹高	
第4 その他必要な事項	
V その他森林の整備のために必要な事項	.....29
第1 森林経営計画の作成に関する事項	
第2 生活環境の整備に関する事項	
第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	
第4 森林の総合利用の推進に関する事項	
第5 住民参加による森林の整備に関する事項	
1 地域住民参加による取組	
2 上下流連携による取組	
3 法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策	
第6 森林の土地の保全に関する事項	
第7 良好な森林景観の形成に関する事項	

## はじめに

磐田市森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、本市内の森林を適切に整備していくことを目的として、本市における森林関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めるものです。

また、本計画は森林法（以下「法」という。）第10条の5の規定により、県が定める天竜地域森林計画に適合しており、森林所有者等が策定する森林経営計画は、本計画の内容に照らして本市市長等が認定します。

本計画の樹立以降に天竜地域森林計画が変更になり、地域森林計画の対象森林の面積が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更になったとみなします。

その際、新たに計画対象森林に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容とみなします。

## I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### （法第10条の5第2項第1号及び第5号）

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨として、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等を定める。

### 第1 森林整備の現状と課題

本市は、静岡県西部の天竜川東岸に広がる地域であり、西側を一級河川天竜川、東側を二級河川太田川に挟まれ、北及び西は浜松市、東は袋井市及び森町、南は遠州灘に面しており、地形は、南アルプス連峰から連なる丘陵地、天竜川の沖積地が隆起して生じた磐田原台地、天竜川及び太田川の沖積平野からなっている。

本市の総面積16,408haのうち森林面積は2,572haで、総面積の約16%を占めており、北部の豊岡丘陵地、磐田原台地の東西斜面地、遠州灘沿岸の海岸部などに主な森林が分布している。

このうち、本計画対象森林は2,572haであり、人工林（スギ、ヒノキ、マツなど）は1,423haで、人工林率は約55%となっているが、人工林の約8割は豊岡地域に分布しており、そのうちほとんどがスギ・ヒノキである。

今後、これらの森林について、保育・間伐が適正に実施されていくことが重要であるが、最近の林業をとりまく情勢は依然として厳しく、木材需要の低迷、林業経営費の上昇等に起因して、林業活動が全般にわたって停滞している状況にある。このため、水源涵養や土砂流出・崩壊防止など森林の有する公益的機能の高度発揮と優良木の安定的生産を確保し、計画的な間伐保育等の林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境にやさしい素材である木材の有効活用の観点から、その基盤となる路網の整備、関連施策の積極的活用を図り、森林整備を進める。

### 第2 森林整備の基本方針

#### 1 地域の目指すべき森林の姿

##### ア 豊岡地域

豊岡地域の森林については、戦後に植樹された人工林が多く、40年生以上の森林がほとんどであるが、木材市場価格の低迷、林業者の減少、不在地主の増加等により、積極的な木材生産が行われていないのが現状である。

これらの森林には、水源涵養や土砂流出・崩壊防止などの重要な公益的機能が備わっており、間伐・造林等の林業活動により、良好な森林管理を図っていく必要がある。

この地区の森林については、林内路網の整備や間伐の推進により林業活動の活性化を図り、安定的な木材供給の場、また、治山・治水機能の維持が図れる森林を目指すものとする。

## イ 磐田原地域

磐田原台地の森林については、里山を主とする緑地が残され、特に台地東縁に位置する県の自然環境保全地域である桶ヶ谷沼とその周辺には貴重な自然が残されている。それらの森林は、以前は人の手が加えられ良好な森林環境が保全されていたが、社会状況や生活形態等の変化により人との関係が疎遠になり、長期間放置され高密度化するなど不健全な状態の箇所が発生している。

この地区の森林については、森林の適切な管理を推奨し、生態系の保護、森林と人とのふれあいの場、文化・教育の場となる森林を目指すものとする。

## ウ 海岸地域

海岸地域の森林については、マツを主体とした人工林が多く、そのほとんどが保安林となっている。それらの森林は、飛砂、強風、潮風などの災害を防止する機能だけでなく、地域住民の憩いの場であり、生活に潤いを与えるなどの保健休養の機能を持ち、生活環境を保全する公益的機能が高い森林となっている。

しかしながら、松くい虫被害・下草や雑草の繁茂・ごみの投棄など、好ましくない事例が多く見受けられ、特に松くい虫被害は依然として発生が続発している。

この地区の森林については、被害木の伐倒や薬剤散布などの防除事業実施のほか、被害地域への植栽や植栽後の保育作業などの森林の保全・育成を推進し公益的機能の高度発揮を図るとともに、白砂青松の良好な景観形成、保健休養の場となる森林を目指すものとする。

## 2 森林整備の基本的な考え方と区域の設定

### (1) 森林の区域の設定

森林の持つ様々な機能は、主に「木材等生産機能」、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の7つに分類されており、このうち、水源涵養機能から生物多様性保全機能までの6つの機能は、人々の生活や周囲の環境に広く寄与することから「公益的機能」と呼ばれている。

ここでは、それぞれの森林の機能とその機能の発揮の上から望ましい森林の機能を表1-1に整理する。さらに、特に機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を表1-2に定める。

表 1-1 森林の機能と望ましい森林の姿

機 能		働 き	機能発揮の上から望ましい森林の姿
木材等生産機能		木材等の資源を培養する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林木の生育に適した森林土壌を有している。</li> <li>・ 適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなり、成長量が高い。</li> <li>・ 林道等の生産基盤が適切に整備されている。</li> </ul>
公 益 的 機 能	水源涵養機能	水資源を保持し、渇水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有している。</li> <li>・ 下層植生とともに樹木の根が発達している。</li> </ul>
	山地災害防止機能／土壌保全機能	自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃を防止し、土地を保全する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れている。</li> <li>・ 適度な光が差し込み、下層植生が発達している。</li> <li>・ 必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている。</li> </ul>
	快適環境形成機能	強風や飛砂、騒音等から生活環境を守り、快適な生活環境を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高い。</li> </ul>
	保健・レクリエーション機能	保健、教育活動に寄与する働き、自然環境を保全・形成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している。</li> <li>・ 身近な自然とのふれあいの場として適切に管理されている。</li> <li>・ 必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている。</li> </ul>
	文化機能	自然景観や歴史的風致の構成要素となり、優れた美的景観を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している。</li> <li>・ 必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている。</li> </ul>
	生物多様性保全機能	地域の生態系や生物多様性の保全に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原生的な森林生態系を保持している。</li> <li>・ 学術的に貴重な生物種が生育・生息している。</li> </ul>

表 1-2 森林の区域 (機能別)

区 分		森林の区域	面積 (ha)
木材等生産機能維持増進森林		概要図 (経営) に記載	333.50
施 業 公 能 益 森 林 別 的	水源涵養機能維持増進森林	概要図 (経営) に記載	1,547.90
	山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	概要図 (経営) に記載	872.01
	快適環境形成機能維持増進森林	概要図 (経営) に記載	740.74
	保健文化機能維持増進森林	概要図 (経営) に記載	192.63

ただし、「木材等生産機能維持増進森林」は「木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「水源涵養機能維持増進森林」は「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」は「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」は「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「保健文化機能維持増進森林」は「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を指す。

## (2) 森林の整備・保全の考え方

表 1-2 に定めた森林の区域における森林の整備及び保全の考え方を表 1-3 に定める。なお、区域が重複した場合には、施業上の制約が高い施業種とする。

表 1-3 森林の整備・保全の考え方

区 域	森林の整備・保全の考え方	施業種
維持増進森林 木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な保育及び間伐の実施を推進します。</li> <li>施業の集約化や機械化による効率的な施業を推進し、計画的な伐採による木材の安定供給に努めます。</li> <li>木材等生産機能の維持増進を図るため、伐採後は有用樹種により確実かつ早期に再造林します。</li> </ul>	通常伐期
公益的機能別施業森林 維持増進森林 水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図ります。</li> <li>下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育・間伐を推進します。</li> <li>木材等生産機能を併せ持つ森林の区域は、伐採後は有用樹種により確実かつ早期に再造林します。</li> <li>林業経営上採算性に問題のある森林の区域は、皆伐を控え、天然力を活用した針広混交林に誘導します。</li> <li>ダム等利水施設の上流部において、水源涵養機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。</li> </ul>	伐期の延長

	山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図ります。</li> <li>・ 特に、市民生活を守る機能を発揮させる必要がある森林は、択伐施業を推進します。</li> <li>・ 下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育・間伐を推進します。</li> <li>・ 木材等生産機能を併せ持つ森林の区域は、伐採後は有用樹種により確実かつ早期に再造林します。</li> <li>・ 林業経営上採算性に問題のある森林の区域は、皆伐を控え、天然力を活用した針広混交林に誘導します。</li> <li>・ 山地災害の発生の危険性が高い森林において、土砂の流出の防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。</li> <li>・ 溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要な谷止や土留等の施設の設置を推進します。</li> </ul>	長伐期／複層林
公益的機能別施業森林	快適環境形成機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風や潮の害を防ぎ、砂の移動を抑える働きをする森林では、皆伐を避けます。また、松くい虫被害の拡大を防止するため、内陸側でクロマツ以外の広葉樹等への樹種転換が可能な区域では、積極的に樹種転換を進めます。</li> <li>・ 木材等生産機能を併せ持つ森林の区域は、伐採後は周囲の自然林等との調和を図った有用樹種による早期の再造林に努めます。</li> <li>・ 生活環境の保全のため、保安林の指定やその適切な管理を推進します。</li> <li>・ 地域の快適な生活環境を保全するため、所有者、地域住民、行政及びNPO等との協働により、適切な保育・間伐を進めます。</li> </ul>	長伐期／択伐による複層林
	保健文化機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伐採に伴う裸地面積の縮小を図ります。</li> <li>・ 間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導します。</li> <li>・ 木材等生産機能を併せ持つ森林の区域は、伐採後は周囲の自然林等との調和を図った有用樹種による早期の再造林に努めます。</li> <li>・ 保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進します。</li> <li>・ 特に地域独自の景観等の形成が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のため、特定の樹種の広葉樹を育成する施業を行います。</li> </ul>	特定広葉樹の育成



### (3) 森林施業の方法（施業種）

森林の機能の維持増進を図るための森林施業の方法を表1-4に定め、その施業を推進すべき森林の区域を表1-5に定める。

表1-4 施業の方法（施業種）

施業の方法	主伐	間伐	(参考)
通常伐期	Ⅱの第1の1「伐採の方法」に示すとおりとする。	Ⅱの第3の1「間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法」に示すとおりとする。	低い ↑ 施業上の制約 ↓ 高い
伐期の延長	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、おおむね標準伐期齢に10年加えた林齢以上とし、その下限を表1-4-2に示す。		
長伐期	主伐の時期は、公益的機能をより高度に発揮させるために、おおむね標準伐期齢の2倍の林齢以上とし、その下限を表1-4-2に示す。		
複層林	伐採方法は択伐とし、択伐率はおおむね70%以内とする。 また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる林分の択伐率は70%以上とすることもできる。	複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内の明るさが低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に間伐を実施する。	
択伐による複層林	伐採方法は択伐とし、択伐率はおおむね30%以内とする。 なお、植栽により更新を図る林分の択伐率はおおむね40%以内とする。	この場合、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を常に維持する。	

表1-4-2 主伐の時期（伐期齢）の下限

施業種	樹種（林齢）					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	コナラ	その他 広葉樹
伐期の延長	50	55	45	60	25	35
長伐期	80	90	70	100	30	50

表 1-5 森林の区域（施業種別）

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
通常伐期	概要図（経営）に記載	359.64
伐期の延長	概要図（経営）に記載	729.23
長伐期	概要図（経営）に記載	1,222.37
択伐による複層林	概要図（経営）に記載	261.05
計		2,572.29

ただし、施業の方法のうち、「長伐期」を実施する森林は「標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業を推進すべき森林」、「択伐による複層林」を実施する森林は「択伐による複層林施業を推進すべき森林」を指す。

#### (4) その他必要な事項

##### ア 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

以下に示す「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」は、森林所有者による森林施業の困難性に鑑み、森林の状況に応じて、静岡県森の力再生基金条例（平成18年静岡県条例第19号）第2条に規定する事業を実施することにより、その施業を推進する。

##### (ア) 特に針広混交林化を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的条件からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ・ヒノキの人工林においては、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な間伐を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表1-6のとおり定める。

##### (イ) 特に樹種の多様性増進を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的経済的社会的条件からみて、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められる森林においては、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等になるよう、適切な伐採、更新、保育を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表1-6のとおり定める。

表 1-6 森林の区域及び整備・保全の考え方

(特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林)

種類	森林の整備・保全の考え方	
特に針広混交林化を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採方法は間伐とする。</li> <li>間伐率はおおむね 40%以内とし、列状又は群状の伐採を基本とする。</li> <li>こうした施業により、単層であるスギ・ヒノキの人工林を、広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林化を目指すものとする。</li> </ul>	
森林の区域	概要図（森林の区域）に記載	【面積 459.62ha】
特に樹種の多様性増進を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採方法は、原則として間伐とし、間伐率はおおむね 50%以内とする。ただし、竹林にあって樹種転換を図る場合は、皆伐とすることができる。</li> <li>皆伐した場合の更新方法は、原則として郷土樹種であって対象森林に適したものを主体とした広葉樹等の人工造林とするが、天然更新に必要な優良な母樹が存在するなど、天然更新が見込まれる場合においてはこの限りではない。なお、天然更新が見込まれる場合においても、必要に応じて更新補助作業を行う。</li> <li>さらに、育成に必要な下刈、除伐等の保育を実施することとし、竹の侵入により広葉樹の育成が妨げられるおそれのある場合は、継続的な竹の除去を行う。</li> <li>こうした施業により、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等へ誘導する。</li> </ul>	
森林の区域	概要図（森林の区域）に記載	【面積 100.48ha】

### イ 竹林の取り扱い

放置された竹林が周辺の森林や農地に拡大していることから、竹林の取り扱いを表 1-8 のとおり定める。

表 1-8 竹林の取り扱い

管理の目的		整備・保全の考え方
資源として 整備、利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>たけのこ、竹材の生産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産目的に合わせた適正管理を推進</li> <li>生産、流通、加工体制の整備</li> <li>利用技術の開発、バイオマス利用</li> <li>地域の特産品等としての活用</li> </ul>
竹林として 整備、保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>竹林の景観、文化、環境形成機能等の保全</li> <li>竹林の防災機能の活用</li> <li>憩いの場、教育の場等として活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的に合わせた適正管理を推進</li> <li>管理体制の整備及び管理する人材の育成</li> </ul>
竹林として ではなく、森林 の保全・再生を 優先	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林景観及び環境の保全</li> <li>ふれあいの場、体験教育の場等として活用</li> <li>防災機能等の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>竹林の拡大防止</li> <li>伐採や枯殺後、樹種転換</li> <li>ふれあい、体験教育等の機会を創出</li> <li>地域住民等との協働による森林づくり</li> </ul>

### 第3 森林施業の合理化に関する基本方針

本市の森林整備を総合的かつ計画的に実施するため、森林施業の合理化の基本方針を次のとおり定める。

#### 1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

森林の経営に関して意欲と実行力を有した林業事業者や地域の中核となる森林所有者が、周辺の森林所有者らの森林の経営を受託するなどして、面的にまとまった森林を対象に、作業路網の整備や利用間伐などの効率的な森林施業を実行することに対して支援をする。

#### 2 森林施業の共同化の促進

民間林業事業者、市等の関係機関が連携し、小流域内の森林所有者間の調整及び合意形成を図り、森林経営計画の作成等による森林施業の集約化を図り、それを一体として効率的に行う。

#### 3 林業に従事する者の養成及び育成・確保

近隣の森林組合等と協力し、森林技術者や森林施業プランナー等の人材の育成を支援していく。

また、就業前の情報提供や就業支援講習会等により新規就業の促進を図るほか、雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を支援することにより、林業従事者の定着を図る。

## II 森林整備の方法に関する事項

### 第1 伐採に関する事項

(法第10条の5第2項第2号)

#### 1 伐採の方法

##### (1) 立木竹の伐採

立木竹の伐採について表2-1のとおり整理する。

表 2-1 立木竹の伐採の方法

区分	指 針	
主 伐 (更新を伴う 伐採)	皆 伐	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主伐のうち、択伐以外のもの。</li> <li>● 気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、次のことに配慮して行うもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 適切な伐採区域の形状</li> <li>➤ 1箇所あたりの伐採面積の規模</li> <li>➤ 伐採区域のモザイク的配置</li> </ul> </li> <li>● 伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図るもの。</li> </ul>
間 伐 (更新を伴わ ない伐採)	択 伐	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。</li> <li>● 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持増進するものとし、適切な伐採率によって実施するもの。</li> <li>● 適切な伐採率とは、材積伐採率30%以下とする。ただし、伐採後の造林が植栽による場合は40%以下とする。</li> </ul>
	立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的の樹種の一部を伐採しておこなうものであって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するもの。	

## (2) 伐採（主伐）の標準的な方法

伐採（主伐）の標準的な方法を、施業区分別に表 2-2 のとおり定める。本市内の森林を伐採（主伐）するに当たっては、ここで定める伐採の方法に従い、適切に行う。

また、施業区分（育成単層林、育成複層林、天然生林）の考え方を表 2-3 に示す。

表 2-2 伐採（主伐）の標準的な方法

施業区分	指 針
共通事項	<p>伐採に関する基本的な指針は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅以上を確保するものとする。</li> <li>● 林地の保全及び公益的機能を考慮して、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとする。</li> <li>● 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとする。</li> <li>● 対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。</li> <li>● 野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めるものとする。</li> </ul>
育成単層林	<p>育成単層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 皆伐は、気象、森林生産力及び病虫獣害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとする。</li> <li>● 更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行うものとする。特に萌芽更新を行う場合は、優良な萌芽を促すため、11月から3月に伐採するものとする。</li> <li>● 育成複層林へ誘導する伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合は、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採を行えるものとする。</li> <li>● 伐採の時期は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齢等の多様化、長期化に考慮して決める。</li> <li>● 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要に応じて保護樹帯を設置するものとする。</li> </ul>

育成複層林	<p>育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伐採の方法は材積率 70% 以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合は、小規模な面積において、材積率 70% 以上の伐採を行えるものとする。</li> <li>伐採後に人工造林を行う択伐の場合は、伐採率は 40%（材積率）を上限とする。</li> <li>伐採後に天然更新を行う択伐の場合は、母樹の保存、種子の結実や飛散状況等を考慮して伐採率を決めるものとし、伐採率は 30%（材積）を上限とする。隣接して広葉樹林が残存している森林等は、側方天然下種更新により広葉樹を導入することも考慮するものとする。</li> </ul>
天然生林	主伐にあたっては、育成単層林施業及び育成複層林施業に準ずる。

表 2-3 施業区分の考え方

施業区分	考え方
育成単層林	森林の一定のまとまりを一度に伐採した後、人為 <sup>※1</sup> により成立した、単一の樹冠層で構成された森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林。
育成複層林	森林を択伐 <sup>※2</sup> 等により部分的に伐採した後、人為 <sup>※1</sup> により成立した、複数の樹冠層 <sup>※3</sup> で構成された森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
天然生林	主として天然力を活用する <sup>※4</sup> ことにより成立した森林。例えば天然更新による、シイ・カシ等からなる森林

※1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。間伐との違いは、伐採後に再造林が伴うこと。

※3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

※4 「主として天然力を活用する」とは、自然に散布された種子が発芽して樹木が生育すること又はぼう芽により樹木が生育すること。

## 2 標準伐期齢

主要樹種の標準伐期齢を表2-4のとおり定める。

なお、立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を促すものではない。

表2-4 標準伐期齢

地区	樹種（林齢）					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	コナラ	その他 広葉樹
全域	40	45	35	50	15	25

（注）マツはクロマツ及びアカマツを指す。

## 第2 造林に関する事項

（法第10条の5第2項第3号）

### 1 人工造林に関する事項

#### （1）人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、表2-5のとおり定める。

表2-5 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ類、コナラ、クヌギ

（注1）スギ、ヒノキ等の苗木の選定にあたっては、成長にすぐれたものや花粉症対策苗木の導入に努めることとする。

（注2）クロマツを植栽する場合は、松くい虫に対する抵抗力が認められたものに限る。

（注3）定められた植栽樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、市の農林水産課（森林・林業担当課）又は中遠農林事務所の林業普及指導員とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

#### （2）人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の標準的な植栽本数

人工造林の植栽本数を、表2-6に定める。



表 2-6 人工造林の標準的な植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
ヒノキ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
マツ	中仕立て	3,000 本/ha 以上	
広葉樹	中仕立て	3,000 本/ha	

(注1) 表 2-6 に示す標準的な植栽本数の上限を超える本数を植栽しようとする場合は、市の農林水産課（森林・林業担当課）又は中遠農林事務所の林業普及指導員とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

(注2) 現地状況や地形等を勘案し、上記植栽本数を植栽することが困難な場合は、1,000 本/ha を下限の目安とし、更新が確保できる範囲内で植栽本数を減じることができる。

### イ 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法を、表 2-7 に定める。

表 2-7 人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法	
	育成単層林	育成複層林
地拵え	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理する。</li> <li>気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置にするなどの点に留意する。</li> </ul>	—
更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として植栽とする。</li> <li>種付けは、気象その他の立地条件及び地域の標準的な方法を勘案してその方法を定め、適期に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として樹下植栽とする。</li> <li>隣接して広葉樹林が残存している林地等では、天然更新による広葉樹の導入も考慮する。</li> <li>植栽本数は、表 2-6 に示す標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上とする。</li> </ul>

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林による森林の伐採跡地については、表 2-8 に定める期間内において早期に更新を完了するものとする。

表 2-8 伐採跡地の人工造林をすべき期間

区分	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内
択伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を超えない期間

## 2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

### (1) 天然更新対象樹種

天然更新の対象樹種を表2-9のとおり定める。

表2-9 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種	
ぼう芽による更新が期待できない樹種	【針葉樹】：スギ、ヒノキ、マツ類、モミ 【広葉樹】：ヤシヤブシ、ハンノキ類、クマシデ、アカシデ、ムクノキ、エノキ、クスノキ、シロダモ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、ハゼノキ、イイギリ、リョウブ、クサギ、オニグルミ、ハリギリ
ぼう芽による更新が可能な樹種	イヌシデ、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ケヤキ、ヤブニッケイ、タブノキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、エゴノキ、アオダモ、カツラ、クロガネモチ

(注)「ぼう芽による更新が可能な樹種」の欄にあるものであっても、更新が完了していない若齢の広葉樹林や大径木化した広葉樹二次林(根元直径40cm以上、おおむね80年生以上)は、ぼう芽による更新が可能な樹種には含めないものとする。

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法を表2-10に定める。

なお、天然更新の期待成立本数等は表2-11のとおりとする。

また、天然更新に当たっては、必要に応じて表2-12に定める天然更新補助作業を実施する。

表2-10 天然更新の標準的な方法

区分	標準的な方法
天然下種更新	種子が自然に落下して発芽、成長することで図られる更新。 天然下種更新は、周辺の母樹の状況を把握した上でを行い、状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。
ぼう芽更新	根株からの発芽(ぼう芽)、成長によって図られる更新。 ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき、植込み等の天然更新補助作業を行うこと。

表 2-11 天然更新の期待成立本数

項 目	基 準
完了の基準	天然更新すべき立木(表 2-9 で定める樹種で 2.0m 以上のもの)の本数が、期待成立本数の 3 割以上で、かつ均等に生育している状態であること。
期待成立本数	6,000 本/ha
天然更新すべき立木の 本数の下限値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期待成立本数の 3 割 (=1,800 本/ha)</li> <li>・ ただし、気象や土壌等の条件により、上記基準を適用することが明らかに困難な場合は、伐採前の森林や周辺の森林を参考にして、1,000 本/ha を下限とすることができる。</li> </ul>

表 2-12 天然更新補助作業

天然更新補助作業	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	ササなどの下層植生によって、天然に発生した稚樹の生育が阻害されている箇所において、下草刈りや清掃作業を行う。
植込み	天然に発生した稚樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所においては、必要な本数を植栽する。
芽かき (ぼう芽整理)	<p>ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を 1 株当たりの仕立て本数 4～5 本を目安としてぼう芽整理を行う。</p> <p>2 回目は 4 年目に実施し、1 株当たりの仕立て本数は 2～3 本とする。</p>

## イ その他天然更新の方法

天然更新を図る森林においては、皆伐後 5 年以内に静岡県天然更新完了基準に基づき、次に定める手順により更新状況の確認調査を行う。

### (ア) 調査の時期

伐採後、5 年以内に調査を行う。

### (イ) 調査の方法

- a 明らかに天然更新している場合は、目視とする。
- b 目視による判断がつかない場合は、原則としてプロット調査による。プロット調査の内容は、天然更新すべき立木の樹種名と本数とする。
  - (a) プロットの大きさは、5 m×5 m (25 m<sup>2</sup>) とし、2 箇所以上設ける。
  - (b) プロットは、対象地の地形や植生等を考慮の上、平均的な箇所を選択する。
  - (c) 対象地の後継樹の発生状況が均一でない場合は、分けけて調査することができる。

(後継樹とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹・ぼう芽枝のうち将来の森林の樹冠を構成する樹種を指す。)

#### (ウ) 天然更新の完了基準

- a 天然更新すべき立木が、ha 当り 1,800 本以上、かつ、均等に生育している。
- b 全てのプロットが基準を満たすこと。

#### (エ) その他

- a (イ) の調査の結果、(ウ) の基準を満たしていない場合は、3 年の経過観察期間において、再度 (イ) の調査を行う。  
ただし、経過観察期間内に人工造林を行なった場合は、その時点で更新完了とする。
- b 自然に推移させると適確な天然更新が困難な場合は、表 2-12 に定める天然更新補助作業を実施する。さらに、シカ等の食害が予測される地域では、獣害対策の実施を促進する。
- c 気象や土壌等の条件により (ウ) の基準にあてはまらない場合は、伐採前の森林又は周辺の森林を参考にし、1,000 本/ha を下限として天然更新すべき立木の本数を定める。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新は、森林資源の積極的な造成を図り、公益的機能の維持及び早期回復を促すため、5 年以内に行うものとする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

次のいずれかの理由により、天然力のみでは更新が期待できない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定める。

ただし、「IV 森林の保健機能の増進に関する事項」に定める保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

- 10ha を超える皆伐を行った針葉樹人工林
- 表 1-2 に定める木材生産機能維持増進森林のうち針葉樹人工林の一部
- 母樹からの適切な種子の供給が見込まれない森林
- ぼう芽更新に適した立木が十分に存在していない森林
- 天然更新に必要な大きさ、数の稚樹が十分に存在していない森林

### 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準

法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準を次のとおり定める。

#### (1) 更新にかかる対象樹種

法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく造林の命令を受けた者は、次に定める樹種を植栽するものとする。

##### ア 人工造林の場合

表 2-5 に定める樹種とし、表 2-13 に再掲する。

## イ 天然更新の場合

表2-9に定める樹種とし、表2-13に再掲する。

表2-13 更新にかかる対象樹種

更新方法	対象樹種	
人工造林	スギ、ヒノキ、マツ類、コナラ、クヌギ	
天然更新	ぼう芽による更新が期待できない樹種	<b>【針葉樹】</b> ：スギ、ヒノキ、マツ類、モミ <b>【広葉樹】</b> ：ヤシヤブシ、ハンノキ類、クマシデ、アカシデ、ムクノキ、エノキ、クスノキ、シロダモ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、ハゼノキ、イイギリ、リョウブ、クサギ、オニグルミ、ハリギリ
	ぼう芽による更新が可能な樹種	イヌシデ、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ケヤキ、ヤブニッケイ、タブノキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、エゴノキ、アオダモ、カツラ、クロガネモチ

### (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数は6,000本/haとする。

## 第3 間伐・保育に関する事項

### (法第10条の5第2項第4号)

間伐及び保育は、森林の立木の生育の促進、林分の健全化及び利用価値の向上を図るために実施するものとし、その標準的な方法等を次のとおり定める。

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法

間伐は、「新・システム収穫表<sub>※1</sub>」を利用し、表3-1に示す指針に従って実施する。

表3-1 間伐の標準的な方法

項目	指針
間伐の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>間伐の時期は、林木の樹冠が閉鎖して、林木相互の競争が生じ始めた時とする。林木の樹冠閉鎖の目安は樹冠疎密度10分の8以上とする。</li> <li>間伐を行うべき立木の混み具合を表す指標として「収量比数 (Ry) <sub>※2</sub>」を用いるものとし、その値を表3-3に定める。</li> <li>平均的な間伐の実施時期の間隔の年数を表3-4に定める。</li> </ul>
間伐率 間伐回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>間伐率と回数は、「新・システム収穫表」を用いて林分の健全性保持と生産目標への誘導が可能となる割合と回数を算出し、現地状況を勘案して定める。「新・システム収穫表」による試算の一例を表3-2に示す。</li> <li>材積による伐採率は35%を標準とする。</li> <li>おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。</li> </ul>

選木の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 選木の方法は、森林の整備・保全の目標と森林の状況に応じて、定性間伐や列状間伐等、最も適切な方法を選択する。</li> <li>● 保育期の間伐は、被圧木、二又などの不良木、あばれ木などを選定することを原則とするが、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮する。</li> <li>● VIII齢級以上の間伐は、利用可能な森林資源の活用の観点から、上層木や中層木も対象とする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用可能な森林資源の活用を図るため、間伐材の搬出を推進する。</li> <li>● 地形上、風衝地となり得る場所においては、風害に留意して間伐を行う。</li> </ul>

※1 「新・システム収穫表」

スギ・ヒノキ人工林の収穫予測を行うプログラムで、エクセルファイルで作成した。(県農林技術研究所森林・林業研究センター作成) 樹種、林齢、ha 当たり本数、地位、間伐時期を入力することにより、簡単に収穫予測を行うことができる。プログラムは、県ホームページからダウンロードできる。

※2 「収量比数 (Ry)」

その時期の森林が蓄えることができる最大量の幹材積に対する実際の幹材積の割合のことで、間伐の時期や間伐率を決める時に用いる。間伐を行うと収量比数が下がり、その後1に近づいていく。

表3-2 「新・システム収穫表」による試算の一例

年生	施業	本数 伐採率	伐採後 本数 (本/ha)	伐採後 収量比数 (Ry)	平均胸高 直径 (cm)	伐採材積 (m <sup>3</sup> /ha)	備考
15	下層間伐	25%	2,061	0.7	10.8	11	
25	下層間伐	36%	1,318	0.7	15.1	37	
40	下層間伐	32%	898	0.7	20.6	53	
55	上層間伐	22%	698	0.6	23.4	90	
70	上層間伐	20%	552	0.6	28.0	103	
90	皆伐	100%			34.5	462	

※樹種ヒノキ、15年生時立木本数2,750本/ha、地位Ⅲで初期設定

※長伐期施業とし、90年生を伐期として設定

表3-3 収量比数

樹種	収量比数
スギ	0.85
ヒノキ	0.85

表3-4 平均的な間伐の実施時期の間隔

区分	間伐の実施時期の間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	15年

## 2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種とその標準的な方法を表3-5のとおり定める。

表3-5 保育の標準的な方法

種類	実施林齢及び時期等
下刈	林齢：10年生までのうち、下草が繁茂し造林木の成長を著しく阻害する時に実施 時期：6～7月頃を目安
つる切り	林齢：つるが繁茂する状況に応じて実施 時期：下刈及び除伐時
除伐	下刈り終了後に、育成目的樹種とそれ以外の樹種との競合が始まった時期
枝打ち	林齢：枝下直径が7cmになった時に実施 方法：直径5～6cmのところまで実施、「目標とする材長+0.5m」の高さまで実施 時期：11月～2月上旬頃
その他	造林地の野生動物による食害対策として、忌避剤の塗布や防護柵の設置等を実施

## 3 要間伐森林に係る通知

法第10条の10第2項の規定に基づき、要間伐森林（間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要がある森林）について、次に掲げる事項を森林所有者に対して通知する。

- 要間伐森林である旨
- 実施すべき間伐又は保育の方法
- 実施すべき間伐又は保育の時期

## 4 計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林

本計画の計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林の所在を表3-6に整理する。

表3-6 計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

林班	準林班	小班	小班_枝番	林齢	樹種	備考
18	ろ	14	0	30	ヒノキ	

## 第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(法第10条の5第2項第8号)

### 1 作業路網の整備に関する事項

森林施業を低コストで効率的に行うために必要な作業路網の整備に関する事項を示す。作業路網については表4-1に定義する。

表 4-1 作業路網の区分と定義

区分		定義
基幹路網	林道	不特定多数の者が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線となるもの。
	林業専用道	主として森林施業のために特定の者が利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、普通自動車（10t 積程度のトラック）や林業用車両（大型ホイールタイプフォワーダ等）の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造を有することにより、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。
路網細部	森林作業道	森林作業のために特定の者が利用し、主として林業機械（トラックを含む）の走行を予定するもの。

(1) 作業路網の密度に関する事項

森林施業を低コストで効率的に行うため、施業を一体的に行う森林について、森林の傾斜等に応じてあらかじめ作業システム（車両系又は架線系）を定め、表 4-2 に掲げる作業路網の密度を目安として林道及び林業専用道、森林作業道を適切に配置する。

表 4-2 作業路網の密度

傾斜区分	作業システム	路網密度	
			うち基幹路網
緩傾斜地 ( 0～ 15° )	車両系	100m/ha 以上	35～50m/ha 以上
中傾斜地 (15～ 30° )	車両系	75m/ha 以上	25～40m/ha 以上
	架線系	25m/ha 以上	
急傾斜地 (30～ 35° )	車両系	60m/ha 以上	15～25m/ha 以上
	架線系	15m/ha 以上	
急峻地 (35° ～ )	架線系	5m/ha 以上	5～15m/ha 以上

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に係る留意事項

(ア) 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の開設は、表 4-3 に示す規格（林道規定）を遵守する。林業専用道及び森林作業道の開設は「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。



表 4-3 基幹路網の規格・構造

区 分			規 格 (林道規定)	車道幅員	通行車両
基幹路網	林道	森林基幹道	自動車道 1 級	4.0m(3.0m)	一般車両、林業用車両
		森林管理道	自動車道 2 級	3.0m	
		森林施業道	自動車道 3 級	1.8~2.0m	
	林業専用道		自動車道 2 級	3.0m	林業用車両、(10t 積程度のトラック)

(イ) 基幹路網の整備計画

天竜地域森林計画において、別紙 1 の表 4-4 に示す基幹路網の整備計画が掲げられている。

【表 4-4 概要】 基幹路網の整備計画

整備計画	路線数	延長 (km) / 箇所数 (箇所)
森林基幹道の開設	該当なし	該当なし
森林管理道の開設	6 路線	6.6km
林道の改良 (拡張)	5 路線	9 箇所
林道の改良 (舗装)	2 路線	2.2km

(ウ) 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網は、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

イ 細部路網の整備に関する事項

(ア) 細部路網の作設に係る留意事項

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備や木材の搬出のため、継続的に用いられる道であり、表 4-5 に示す通行車両による使用を想定し、また、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

また、森林作業道の開設は、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものと

表 4-5 森林作業道の規格

区 分	幅 員	通行車両 (林業用車両)
森林作業道	全幅員 2.5m 以上	車両系林業機械又は小型のトラック
	全幅員 2.5m 未満	車両系林業機械 (車体幅 2.0m 程度)

(イ) 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理する。

### (3) 路網整備等推進区域に関する事項

表4-4に掲げる計画に沿い、基幹路網の整備を推進していく。

また、林道等の基幹路網から200m以内で、傾斜が35度未満の森林は木材生産に適しており、こうした森林においては、細部路網の整備を推進し、利用間伐や択伐、皆伐等による木材生産を促進していく。

とくに、表4-4に掲げた計画期間内に整備する基幹路網の周辺の森林を路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進していく。

なお、路網整備等推進区域は表4-6に整理する。

表4-6 路網整備等推進区域

路網整備等 推進区域	面積(ha)	開設予定 路線	開設予定 延長(m)	対図番号	備考
大字敷地 (29林班)	107.76	獅子ヶ鼻線ほか	1,900	5・6	

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### (法第10条の5第2項第6号)

#### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市の森林は、財産区を除くと、小規模零細な所有形態が多数を占めており、加えて森林施業の受委託もほとんど行われておらず、効率的な森林施業が困難な状況である。

そこで、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、数十haの施業団地とした上で、作業路網の整備や間伐などの森林施業を一括して行えるよう、森林の育成や利用に関する事項を意欲と実行力のある林業事業者へ委託することを促進し、効率的な森林の経営を図っていく。

#### 2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

施業の集約化や計画的な路網整備等に関する意欲と実行力のある者に対して、必要な情報の提供、必要な助言、指導その他の援助を積極的に行っていく。

また、森林の施業を効率的かつ適切に行っていくためには、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林情報の精度向上に努める。

#### 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、森林経営計画を作成するにあたっては、森林所有者と次の権限が付与された契約（以下「森林経営委託契約」という。）を締結する必要がある。

なお、すでに、森林所有者と長期施業受委託契約を締結している場合であっても、森林経営計画を作成するにあたっては、「森林経営委託契約」の締結が必要であることから、現行の委託内容を確認し、必要に応じて新規契約や変更契約を行うものとする。

- (1) 造林、保育及び伐採に必要な育成権原
- (2) (1)に基づき伐採した木竹の処分の権原
- (3) 森林の保護や作業路網の整備等に関する権原

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

(法第10条の5第2項第7号)

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化とは、間伐、保育等の森林施業の推進について、森林所有者等の中で、施業の実施時期や実施方法について調整を行い、複数の森林所有者等が森林施業を集約化し、それを一体として効率的に行うことをいう。

森林施業の共同化を促進するために、一体として行う森林施業に適した森林を抽出するとともに、その森林所有者等の中で森林施業の集約化のための合意形成が図られるよう指導・助言をする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

集落あるいは一体として行う森林施業に適した森林の所有者等に呼びかけ、森林施業に関する話し合いの場を創出し、森林施業の共同化を図る。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

協働して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）が、森林経営計画を作成するにあたっては、次の事項を明確にする必要がある。

- (1) 共同して行う森林施業及び保護の種類並びにその実施方法
- (2) 作業路網その他施設の設置及び維持管理の方法
- (3) 共同施業実施者の一人が、上記(1)又は(2)により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることがないように、施業の共同実施の実効性を担保するための措置

## 第7 その他森林整備に関する必要な事項

(法第10条の5第3項)

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の豊岡地域の林業所有形態は、東部地区に財産区有林が集中している他は、5ha未満の小規模所有者層が全体の95%を占め、林業に対する経営意識が薄く計画的な施業が困難な状況にあり、その中で、少数の所有者が個別の保続的な森林整備や林産物の経営を行っている状況にある。

そのため、森林施業の共同化及び合理化を検討するとともに、林道、林業専用道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

#### ア 森林技術者の能力の向上

生産性の向上による効率的な木材生産を担う森林技術者を育成するため、国の人材育成制度等を利用しながら、経験年数に応じた技術、知識、能力の習得を促す。

#### イ 効率的な木材生産のためのプランナーの育成

林業者に対し、効率的な木材生産に必要な計画を作成する知識の習得を促し、森林施業プランナーの育成を支援する。

### ウ 林業への新規就業促進

林業への就業に関心がある者を対象に、林業の仕事や就業条件などに関する情報の提供等を実施し、林業への新規就業を促進する。

### エ 森林技術者の就労環境の向上

雇用環境の改善や労働安全の向上に関する先進的な取組みを林業事業者へ情報提供することにより、森林技術者の就労環境の向上を促す。

### オ しいたけ生産者の育成

市内のしいたけ生産者の育成を図るために、鳥獣害対策、生産技術向上のための品評会、消費拡大PR活動などを支援する。

## 2 林業機械の導入の促進に関する事項

集約的な施業を実施するために、地形や地質、森林資源状況、経営にかかるコストを総合的に考慮し、適切な路網整備と林業機械の組み合わせにより労働生産性を高め、表4-8をモデルとする低コスト作業システムの構築を目指す。

また、低コスト作業システムの構築に不可欠な、高性能林業機械の導入やオペレーターの育成、林業労働災害の防止等については、県や林業・木材製造業労働災害防止協会等の支援事業等を積極的に利用していく。

表4-8 作業システムのモデル

作業システム	集材距離	目標路網密度	傾斜	伐木	造材	集材
車両系 (フォワーダ等、集材)	200m/ha程度	100m/ha～	緩	ハーベスタ等	ハーベスタ等	フォワーダ等の車両
	～50m			チェーンソー	プロセッサ	フォワーダ等の車両
架線系 (タワーヤダ等、集材)	～200m	25m/ha～	急	チェーンソー	プロセッサ	スイングヤダ
	～400m	12.5m/ha～		チェーンソー	プロセッサ	タワーヤダ
	400m～	～12.5m/ha		チェーンソー	プロセッサ	自走式搬器(集材機)

## III 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(法第10条の5第2項第9号)

### 第1 森林の病虫害の駆除又は予防の方法等

#### 1 森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法

本市は、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。特に、松くい虫及びナラ枯れ被害対策については、表5-1に示す方針に則って適切に行うものとする。

なお、森林病虫害等の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、必要に応じて市長から伐採の促進に関する指導等を行う。

表5-1 松くい虫等被害対策方針

項 目	方 針
松くい虫被害対策	1. 静岡県松くい虫被害対策事業推進計画を受けて本市の松くい虫被害対策自主事業計画を定め、これに基づいた松くい虫被害対策を実施する。 2. 保全すべき松林の被害跡地には、マツノザイセンチュウに抵抗性を有するマツを植栽し、復旧を図る。 3. 快適環境形成機能の公益的機能を高度に発揮させる必要がある海岸部の保全すべき松林は、薬剤散布及び被害木駆除を行う。 4. 地域住民との協働により適正な管理を行い、松林の健全化を図る。 5. 地域にとって特に重要なマツに対し、予防剤の注入を行う対策を実施し、保全する。
ナラ枯れ被害対策	地域で被害の早期発見・監視に努め、初期段階で、適切な防除を推進する。

## 2 森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針

本市は、森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などのため、森林所有者を始め、地域住民への呼びかけを行い、森林病虫害の被害木等の情報収集に努める。

### 第2 鳥獣による森林被害対策の方法

本市は、鳥獣保護法に基づいて県が定める特定鳥獣保護管理計画及び鳥獣被害防止特別措置法を踏まえ、防護柵設置等による食害防止対策等を実施する。

### 第3 林野火災の予防の方法

本市は、林野火災を予防するため、以下の方針に則った取組を行う。

- 山火事発生の危険性が高い、入山者やドライバーの入り込む地域においては、タバコ、たき火の後始末の周知を徹底する。
- 林業従事者の火気の取扱いに対する指導を行い、山火事予防への意識を啓発する。

### 第4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れにあたっては、「森林等の火入れに関する条例」の定めを遵守すると共に、林野火災や周辺への延焼等の災害の発生に繋がらないよう安全管理には十分配慮するものとする。

### 第5 その他必要な事項

#### 1 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

松くい虫被害対策については、対策の方法及び実施する森林の区域を表5-2に示す。

表5-2 松くい虫被害対策の対策方法及び区域

松林区分別		対策方法及び森林の区分	備考
保全すべき松林	高度公益機能森林	静岡県松くい虫被害対策事業 推進計画による	
	地区保全森林		
被害拡大防止森林			

※その他、「磐田市松くい虫被害対策自主事業計画」を参照

## 2 その他必要な事項

本市は、森林病害虫及び山火事等を未然に防止するとともに、森林巡視等に役立てるため、防火林道（出火時に消防自動車が消火活動をするための道）及び標識等の設置を推進する。

また、台風等による造林木の風倒害が発生している森林の施業については、細心の注意を払って行うよう指導する。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 第1 保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林を保健機能森林として定め、その森林の区域を表6-1に示す。

表6-1 保健機能森林の所在

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
敷地	30-る-11	2.67		2.67				
	30-る-15	2.56	1.02	1.54				
	30-る-16	0.10	0.10					
	30-る-17	1.51	0.60	0.91				

### 第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域内の森林における施業の方法は、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持・誘導することを基本とし、表6-2のとおり定める。

表6-2 保健機能森林の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採	● 択伐を原則とし、伐採率は30%以内とする。
造林	● 周囲の自然林等との調和を図った樹種による早期の再生林に努める。 ● 植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるように配慮するものとする。
保育	● 景観の向上に資するよう、必要に応じてササの刈り払いを行うものとする。
その他	● 施業は、森林ボランティア活動や森林環境教育の場等として多様に活用する。

### 第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

#### 1 森林保健施設の整備

整備することが望ましい森林保健施設とその整備、維持、運営等にあたっての留意事項を表6-3のとおり定める。

表6-3 施設の整備

整備することが望ましい施設	留意事項
管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道これらに類する施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とするとともに、切土、盛土を最小限とする配置とすること。</li><li>・遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配慮するとともに、快適な利用がなされるよう、定期的に刈り払い等のメンテナンスを行うこと</li></ul>

#### 2 立木の期待平均樹高

施設の整備において、対象森林を構成する立木の期待平均樹高を表6-4に示す。

表6-4 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
スギ	18	
ヒノキ	18	
その他	14	

#### 第4 その他必要な事項

管理・運営は、自然環境の保全と森林の保全とが両立し、森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制・施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 第1 森林経営計画の作成に関する事項

#### 1 森林経営計画の記載内容に関する事項

本市は、森林所有者等が森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するように指導する。

- ・ I の第2の2に示す公益的機能別施業森林の施業方法
- ・ II の第2の3に示す植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ・ II の第5の3に示す森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3に示す共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ・ III に示す森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

#### 2 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域（以下、一体整備相当区域という）について、表7-1に定める。

表7-1 一体整備相当区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
豊 岡	1～34 林班	1,897.81 ha
磐田原・海岸	35～54 林班	674.48 ha

### 第2 生活環境の整備に関する事項

林業者の定住の場となる中山間地域を自然災害から守るため、関係機関と連携し治山機能の維持・増進を図り、既存集落の生活環境を保全する。

### 第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市においては、所有者のみならず住民全体で森林に対する関心が広がっている。このため自治会や住民グループ、企業等による森林整備の参加に対して、支援および情報提供を行うほか、小中学生を対象に中遠農林事務所等と連携して、森林教室等の森林教育の充実を図る。

また、「磐田市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、地元産材の活用を図る。

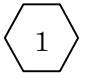

### 第4 森林の総合利用の推進に関する事項

既存の自然環境を活かし、市民が気軽に森林に親しみながら健康の維持・増進ができる空間の創出を目標とし、「獅子ヶ鼻トレッキングコース」の整備を行う。

また、森林の総合利用に必要な施設の整備計画を表7-2に掲げる。



表 7-2 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
獅子ヶ鼻トレッキングコース	敷地	東屋 2棟 コース 8.0km	敷地	東屋 2棟 コース 8.2km	 

※対図番号は、東屋の位置を示す。

## 第5 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるために、次に掲げる取組等を行っていく。

### 1 地域住民参加による取組

小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、森林作りへの直接参加を推進し、緑の少年団や植樹祭などの市民参加の森林保全に対するボランティア活動への参加を促す。

また、獅子ヶ鼻トレッキングコースを活用した各種イベントへの参加を募り、森林づくりへの理解を深める。

### 2 上下流連携による取組

上野部川・一雲斎川・敷地川は、本市の水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、下流住民等へ水源涵養機能森林造成の理解や普及を働きかける。

### 3 法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

公益的機能別施業森林について、間伐又は保育その他の森林施業の実施及びその他に必要な施設の整備に関する内容の施業実施協定を特定非営利活動法人等と森林所有者等が締結することを支援する。

## 第6 森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、適切な施業の推進、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図る。

保安林では、土地の形質の変更は、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外の転用は行わないものとする。

保安林以外の森林については、土地の形質の変更にあたっては、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川、水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を勘案し、①土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと、②水害を発生させるおそれがないこと、③水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと、④環境を著しく悪化させるおそれがないことの4点とともに、森林法以外の法令等及び市土地利用要綱の準拠にも留意した上で、森林の適正な利用を図る。

## 第7 良好な森林景観の形成に関する事項

### ア 豊岡地域

豊岡地域の森林については、都市全体の環境を支える自然緑地ゾーンとして、豊かな森林環境の保全・活用を図りながら、雄大な緑地景観と山並みの保全を図る。

### イ 磐田原地域

磐田原地域の森林については、豊かな自然環境の保全・活用を図りながら、暮らしの身近にある良好な緑地として、斜面緑地の里山環境を活かした眺望点や憩い空間の整備等により、周辺集落との調和に配慮した景観形成を図る。

また、磐田原台地東縁部に位置する桶ヶ谷沼周辺については、自然環境の保全に留意しながら自然拠点として、一帯の豊かな自然景観の保全・活用を図る。

### ウ 海岸地域

海岸地域の森林については、海と砂浜、海岸林からなる良好な自然環境、景観の保全を基本とし、県や周辺市と一体となり松くい虫対策等に取り組むとともに、企業や市民との協働により自然景観の保全を図る。